

医療機関の今後の動向や転換事例等

病院の機能分化・連携の状況について

		南加賀医療圏			石川中央医療圏						能登中部医療圏			能登北部医療圏					
一般病床中心	400床以上の 特定機能病院・地域医療支援病院 (4病院)				金沢大学附属病院 金沢医科大学病院 県立中央病院 金沢医療センター														
	200床以上の 救急告示病院 (14病院) * 下線は、在宅療養後方支援病院	小松市民病院			公立松任石川中央病院 浅ノ川総合病院 城北病院 金沢市立病院 金沢脳神経外科病院 金沢赤十字病院 済生会金沢病院 JCHO金沢病院						公立能登総合病院 恵寿総合病院								
	200床未満 (35病院) * 下線は、在宅療養支援病院	(病院所在の郡市)	(加賀市)	(小松市)	(能美市)	(白山ののいち)	(金沢市)			(河北郡市)	(羽咋郡市)			(七尾市)	(能登北部)				
		救急告示病院	久藤病院	森田病院 小松ソフィア病院	能美市立病院	公立つるぎ病院 新村病院	金沢循環器病院 金沢有松病院 南ヶ丘病院 木島病院	金沢西病院 北陸病院 藤井脳神経外科病院 米澤病院	映寿会みらい病院 金沢聖霊総合病院 恵寿金沢病院 金沢宗広病院	河北中央病院	町立宝達志水病院 公立羽咋病院 町立富来病院				市立輪島病院 珠洲市総合病院 公立宇出津総合病院 公立穴水総合病院				
		その他		東野病院			すずみが丘病院 安田内科病院 伊藤病院							巴山病院					
		産科専門	荒木病院 恵愛病院			松南病院 鈴木レディースホスピタル													
	障害者病棟中心 (6病院)	石川病院	小松こども医療福祉センター		石川療育センター 医王病院 金沢こども医療福祉センター						七尾病院								
療養病床中心 (21病院) * 下線は、在宅療養支援病院	蓮井病院	東病院 岡本病院	寺井病院	池田病院	千木病院 林病院 石野病院	大手町病院 小池病院 石田病院	敬愛病院 川北病院 内灘温泉病院 みずほ病院 中田内科病院	二ツ屋病院	加藤病院	浜野西病院	北村病院			柳田温泉病院					
精神病床中心 (14病院)	加賀こころの病院 片山津温泉丘の上病院	粟津神経サナトリウム		ときわ病院 松原病院 桜ヶ丘病院 岡部病院 県立高松病院 十全病院 かないわ病院 青和病院 結城病院 医王ヶ丘病院						七尾松原病院									

(参考)医療介護情報局(<https://caremap.jp/>)をもとに作成。データは、平成30年1月現在の厚生局への届出状況

個別医療機関における病床機能の見直し等について(南加賀医療圏 2018.5)

医療機関名	許可病床数	病床機能報告(2017.7)					施設基準															病床機能の見直し等 (赤字は今後の予定)													
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中等	高度急性期・急性期 (~10:1看護)										急性期~長期療養 (13:1~15:1看護)			長期療養 (医療保険)			長期療養 (介護保険)												
							救命救急入院料	特定集中治療室管理料	ハイケアユニット 入院医療管理料	脳卒中ケアユニット 入院医療管理料	集中治療室管理料1	総合周産期特定 療室管理料2	新生児特定集中治療室管理 料・総合周産期特定集中治 療室管理料	新生児治療回復室入院医療 管理料	小児入院医療管理料1~4	特定機能病院入院基本料	急性期一般入院料1	急性期一般入院料2~7	緩和ケア病棟入院料	地域一般入院料	地域包括ケア病棟入院料・ 地域包括ケア入院医療管理 料		回復期リハビリテ ーション病棟入院料	有床診療所入院基本料	障害者施設等入院基本料	特殊疾患病棟入院料	療養病棟入院基本料1	療養病棟入院基本料2	介護療養型医療施設						
																														204	55	41	45	158	144
加賀市	加賀市医療センター	300	10	204	86				10																								2016(H28).4 病院の再編統合(425床→300床)		
	国立病院機構石川病院	240		50		158	32																									2017(H29).12 新病棟完成			
	久藤総合病院	199		55		144										15	40															2016(H28).9 病床削減(294床→199床)			
	蓮井病院	99				60	39																												
小松市	小松市民病院	300	15	285					15				10	265	10																				
	やわたメディカルセンター	227		102	97		28							102			54	44																	
	森田病院	99		55		44								27			28					44											H28病床機能転換補助金を活用し、地域包括ケア病床に20床転換		
	小松ソフィア病院	48			48									34			14																H26病床機能転換補助金を活用し、地域包括ケア病床に14床転換		
	東野病院	42		42												42																			
	荒木病院	39		39												39																			
	恵愛病院	36		36													36																2019年秋頃 病院を廃止し有床診療所化(36床→19床)		
	岡本病院	38				38																38													
	東病院	33				33																33													
	小松子ども医療福祉センター	52				52																			50										
能美市	芳珠記念病院	320	15	111	42	122	30		15					71			82				32		30										60	H26病床機能転換補助金を活用し、地域包括ケア病床に82床転換	
	能美市立病院	135		99		40								75			20						28											12	H26病床機能転換補助金を活用し、地域包括ケア病床に20床転換 2017(H29)年 病床削減(139床→135床)
	寺井病院	55				55																55													
南加賀医療圏の診療所の計		155		129	19	19	7														148														
南加賀医療圏 合計 (A)		2417	40	1207	292	765	136		40			10		642	191	10	132	279	89	148	240		344	88										72	
													893					648				672													

注)急性期一般病床入院料や地域一般病床入院料は、地域包括ケア入院医療管理料や小児入院医療管理料を算定している病床を除いた病床数
出所)診療報酬届出部分:「届出受理医療機関名簿(届出項目別)」「(東海北陸厚生局)

医療法人社団恵愛会における病院再編について

1 病床数の見直し

(1) 恵愛病院（南加賀医療圏）

- ① 病院を廃止し、有床診療所化
- ② 1 病棟（36 床）→1 病棟（19 床）（△17 床）

(参考)

		再編前		→		再編後	
急性期	36 床	地域一般入院料 2		19 床	有床診療所入院基本料		
計	36 床			19 床			

(2) 松南病院（金沢中央医療圏）

- ① 白山市から野々市市へ移転新築
- ② 1 病棟（35 床）→1 病棟（35 床）※変更なし

(参考)

		再編前		→		再編後	
急性期	35 床	地域一般入院料 2		35 床	地域一般入院料 2		
計	35 床			35 床			

2 再編後の主な内容

(1) 少子化にあわせた病床の効率化

- ① 少子化の影響が大きい南加賀医療圏の恵愛病院をコンパクト化

(2) 周産期機能の再配分

- ① 恵愛病院は複数産婦人科医師、小児科併設のまま有床診療所化
- ② 松南病院は産婦健診の 2 回実施、産後ケア事業の拡充、メンタルヘルスケアの受け皿及び小児科併設により機能充実を図る

3 今後のスケジュール

H30. 10～H31. 9 月 恵愛みらいクリニック新築工事

H31. 10 月 恵愛病院閉鎖・恵愛みらいクリニック運用開始

H32. 4 月までに松南病院移転用地取得

用地取得後約 1 年間 松南病院（35 床）新築工事

用地取得し、1 年後 松南病院（35 床）移転新築運用開始

番 号
平成 3 0 年 月 日

一般病床及び療養病床を有する病院の長 様
有床診療所の長 様

石川県健康福祉部長

石川県地域医療構想の推進に向けた今後の事業計画等の
情報提供について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、平成 28 年 11 月に石川県地域医療構想を策定し、2025 年に向けて必要な医療提供体制の確保のため、地域医療構想調整会議における協議等を実施しているところです。

平成 30 年度以降については、国から、構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において速やかに平成 37（2025）年に向けた対応方針を議論することと通知されておりますので、対象となる医療機関につきましては、貴院又は貴診療所における今後の事業計画等について、下記により情報を提供くださるようお願いいたします。

記

1 目的

「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を踏まえ、構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合、今後の事業計画を提供いただくことにより、地域医療構想調整会議において協議等を進めていくことを目的としております。

2 事業計画等の作成等の対象となる医療機関

一般病床及び療養病床を有する全ての医療機関のうち、構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する医療機関が対象となります。

（具体例）

- ・再編・統合や建替えを予定している医療機関
- ・病床機能の転換を予定している医療機関
→急性期から回復期への転換に伴い、入院料の届出変更を予定している場合など
- ・病床を廃止し、介護医療院等に転換を予定している医療機関
- ・非稼働病棟の再稼働を予定している医療機関
- ・開設者変更（個人間の継承を含む）を予定している医療機関

3 提供いただく情報の内容

対象となる医療機関は別添の記載例を参考に、以下の内容についてご教示ください。

- ・病院または診療所の基本情報（病床機能ごとの病床数、診療報酬上の届出等）
- ・構想区域において今後担うべき医療機能の役割
- ・今後のスケジュール
- ・その他補足事項等

4 平成 30 年度の地域医療構想調整会議の開催予定

今年度は以下のスケジュールで医療圏保健医療計画推進協議会（医療圏ごとの地域医療構想調整会議）を実施する予定です。医療圏保健医療計画推進協議会にて今後の事業計画の協議等を実施いたしますので、これを踏まえて県への報告をお願いいたします（報告に関して〆切はございません。随時提出をお願いいたします）。

- ・第 1 回医療圏保健医療計画推進協議会：10 月中
- ・第 2 回医療圏保健医療計画推進協議会：1 月頃

5 留意事項

- ・今後、各構想区域において関係者間での協議等を進めるため、提供いただいた今後の事業計画等は、地域医療構想調整会議に提示することを想定しています。また、地域医療構想調整会議の資料は県 HP でも公表する予定であるため、今後の事業計画等については、公表を前提に提供していただきますようお願いいたします。
- ・地域医療構想調整会議において協議等を行う際には、今後の事業計画等についての説明等をお願いする場合があります。
- ・今後の事業計画等は、随時変更（見直し）していただくことが可能であり、今回提供いただく内容を変更する場合には、その都度、県にも情報提供をお願いいたします。

6 提出方法・提出先

下記担当者までメールにて提出をお願いいたします。

<提出先>

石川県健康福祉部地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ

担当：西

E-mail：m-nisi@pref.ishikawa.lg.jp

(事務担当)

石川県健康福祉部地域医療推進室

西

TEL:076-225-1468

FAX:076-225-1434

(記載例 1)

A 総合病院における病棟再編について

1 病棟数（病床数）の見直し

4 病棟（199 床 ※稼働病床数 160 床）→ 3 病棟（144 床） △ 1 病棟（△55 床）

(参考)

		再編前		再編後	
高度急性期	0			0	
急性期	163	急性期治療病棟入院料 1		104	急性期治療病棟入院料 1
回復期	0			40	地域包括ケア病棟入院料 1
慢性期	0			0	
休棟等	36			0	
計	199			144	

2 再編後の主な内容

① 病床の機能分化・連携の促進

ア 地域包括ケア病棟の整備による病床の機能分化（回復期機能病床への転換 40 床）

イ ICT（診療情報や地域連携パスなどの共有）を活用した〇〇市民病院や地域の診療所との病・病連携、病・診連携の推進

② 在宅医療、在宅介護の充実強化

【在宅医療支援】

現在の「在宅介護支援センター」を病院に移設し、病院の診療と連携した訪問看護、訪問介護、居宅介護等を実施。特に、病院の看護師数を増やし、訪問看護ステーションを拡充整備

【地域医療連携室】

患者の退院支援や在宅に向けた連携を強化するため、これまで以上に患者の退院支援・相談や開業医からの患者の受入れなどを推進

3 今後のスケジュール

H30. 10～H31. 3 月 改修工事

H31. 4 月 運用開始

(記載例 2)

B病院における介護医療院への転換について

1 転換の内容

介護療養型医療施設（120床）を介護医療院へ転換

転換前	→	転換後
療養病棟入院基本料 1 : 80 床 介護療養型医療施設 : 120 床		療養病棟入院基本料 : 80 床 介護医療院 : 120 床

2 今後のスケジュール

H31.1~3月 改修工事

4月 介護医療院開設

H30 年度における地域医療介護総合確保基金を活用した施設・設備
整備事業実施医療機関一覧

< 認知症医療提供体制整備事業 >

- ・ 小松ソフィア病院
- ・ 新村病院
- ・ ときわ病院
- ・ 岡部病院
- ・ 金沢医療センター
- ・ 松原病院
- ・ みらい病院
- ・ 城北病院
- ・ 青和病院
- ・ 桜ヶ丘病院
- ・ 公立羽咋病院
- ・ 七尾松原病院
- ・ 恵寿総合病院
- ・ 公立宇出津総合病院
- ・ 珠洲市総合病院

地域医療構想に関する医療機関への補助制度

- 平成30年度の地域医療構想に関する医療機関への補助制度をご紹介します。
 なお、補助制度については、年度によって変更がありますので、ご注意ください。
- 表中の補助制度の活用には、原則として、前年度に行われる各補助制度活用の意向調査に回答いただき、本年度の県予算に事業費が盛り込まれていることが必要となります。
 補助制度の活用を検討されている場合は、各所管課までご相談ください。

項目	①病院の建替え等	②急性期向け病棟等から回復期向け病棟への転換	③認知症患者の受入体制の強化		④介護医療院等への転換	
			精神科・神経内科を有する病院	一般病院	医療療養病床から	介護療養病床から
補助事業名	医療施設近代化施設整備事業	病床機能転換事業費補助金	認知症医療提供体制整備事業費補助金		石川県病床転換助成事業補助金	石川県介護基盤施設等整備費補助金
財源	国庫補助	地域医療介護総合確保基金	地域医療介護総合確保基金		国庫補助	地域医療介護総合確保基金
補助対象	建物の老朽化等による建替え等のための整備事業 (公立病院は対象外)	急性期向け病棟等から回復期リハ病棟、地域包括ケア病棟・病床への転換に必要な施設・設備整備	・BPSD及び身体合併症を受け入れるために必要な病棟※の整備 ※ 認知症治療病棟、精神科急性期病棟などを届け出ている病棟のみ ・認知症患者のリハビリ、在宅復帰支援等に必要な施設・設備整備	入院患者の認知症悪化予防に必要な施設・設備整備	医療療養病床から介護医療院等へ転換するために必要な施設整備 ※ 介護医療院のほか、老健、ケアハウス、有料老人ホーム、特養、認知症GH、小規模多機能、複合型サービス事業所、生活支援ハウス、サ高住への転換も対象 ※介護医療院への支援はH31年度より	介護療養病床から介護医療院等へ転換するために必要な施設・設備整備
基準額	<病院の病棟整備(鉄筋コンクリート)> 25㎡×207,500円×整備病床数 ※ 上限150床(公的団体及び持ち分なし法人は300床) ※ 電子カルテの整備や患者サービスの向上等を図る場合は加算あり ※ その他承継に伴う診療所の施設整備等の補助あり	<施設整備> 新築:4,540千円/床 改修:3,333千円/床 <設備整備> 10,800千円/医療機関	<施設整備(病床)> 精神科病院:3,333千円/床 総合病院:4,540千円/床 <施設整備(病床以外)> 195,800円/㎡(上限450㎡) <設備整備> 10,800千円/医療機関	<施設整備> 11.3㎡×149,200円×定員(上限10人) <設備整備> 3,000千円/医療機関	改修:500千円/床 改築:1,200千円/床 創設:1,000千円/床 ※ 改築は既存の建物を取り壊して新たに施設を整備するもの、創設は既存の建物を取り壊さずに新たに施設を整備するもの ※ 開設準備は転換の際に必要な備品購入費等	改修:964千円/床 改築:2,390千円/床 創設:1,930千円/床 開設準備:200千円/床
補助率	1/3	1/2	1/2	1/2	10/10	10/10
補助要件	<病院の病棟整備> ・築後概ね30年以上経過 ・整備後の病床数を20%(下記基準に当てはまる場合は10%)削減など (基準) 病院群輪番制参加病院、腎移植施設、臨床研修病院、訪問看護実施病院、老人介護支援センター実施病院、緩和ケア病棟届出施設、外来患者の院外処方箋率30%以上病院 など	転換後の病棟(病床単位の転換の場合は転換した病床を含む病棟)については、病床機能報告において「回復期」と報告すること		地域包括ケア病床や回復期リハ病棟を有しており、かつ認知症ケア加算を届け出ている病院であること	・病室の間取り変更に伴う改修等を基本としており、病床転換に直接関係のないものは補助対象外。 ・ただし、介護医療院等の施設基準上必要なものは補助対象となり得る。	・病室の間取り変更に伴う改修等を基本としており、病床転換に直接関係のないものは補助対象外。 ・ただし、介護医療院等の施設基準上必要なものは補助対象となり得る。
所管課 TEL	医療対策課 医療指導グループ 076-225-1433	地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 076-225-1468	地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 076-225-1468	地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 076-225-1468	長寿社会課 施設サービスグループ 076-225-1416	長寿社会課 施設サービスグループ 076-225-1416